

台湾有事は「存立危機事態」？～法令からみる高市発言～

講師：岸 朋弘 弁護士（東京法律事務所）

略歴 2015年12月：弁護士登録、2020年10月～2022年10月：自由法曹団本部事務局次長

2025年11月7日の衆議院予算委員会において、高市早苗首相は、中国の台湾に対する武力攻撃が発生すれば「存立危機事態」になり得るという趣旨の発言をし、日中の外交問題に発展する大きな議論を巻き起こしました。「存立危機事態」は2015年9月に成立した安保関連法において、日本が「集団的自衛権」を行使できる要件とされているものです。今回は、安保関連法の条文を通して高市発言の問題について議論したいと思います。

日 時：12月17日(水)18:30～20:30

場 所：東京法律事務所 並びに オンライン及び事後録画配信

申込み方法①：会場参加（千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル3F 03-3355-0611）

東京メトロ 丸の内線・銀座線 赤坂見附駅下車（11番出口）徒歩1分

地図：<https://www.tokyolaw.gr.jp/about/location.html>



次のURL又はQRコードからお申込みください。

<https://forms.gle/9wiEV6ANqi2K7avm6>

申込み方法②：オンライン及び事後配信 次のURL又はQRコードからお申込みください。

（当日は時間が取れない方も、事後録画配信で参加できます。）

<https://begleiten251217.peatix.com/>



Zoom の URL：お申込み確認後、12月17日(水)18:00～18:30にZoomのURL、ID、パスワードを、個別にご連絡します。

主催：ベグライテン HP: <http://begleiten.org/>

FB: <https://www.facebook.com/begleiten2/>

Twitter: <https://twitter.com/Begleiten2001>

問合せ・連絡先：関根和彦 090-9146-6667 k_sekine@f7.dion.ne.jp